

◆現状変更とは？(※1)

現状変更とは、「建物の新築・増改築・取り壊し」、「建物の修繕」、建物以外でも工作物「石積み・石橋・塀・門」、環境物件「樹木・庭園・生垣」、その他「自動販売機・看板・室外機の設置」などで外観を変更されるものを言います。



建物の修理



水路石積みの改修



自動販売機の茶系塗装



景観に配慮した看板



景観に配慮した木製囲い

※自動販売機、看板設置、室外機設置も現状変更許可申請の対象となります。町並み景観と調和した色彩などにしましょう。

◆特定物件とは？(※2)

特定物件とは、おおむね戦前の建物で所有者が保存の同意をされて国に歴史的価値を認められたものを、特定物件と呼び補助金交付の対象となります。

【特定物件にした場合の優遇措置・ルール】

優遇措置	ルール(規制)
<ul style="list-style-type: none"> ・特定物件の修理を行う場合に、基準に沿った箇所、補助金が交付される。 ・固定資産税(建築物)が非課税となる 	<ul style="list-style-type: none"> ・特定物件は、取り壊しが出来ない。【解屋は、火災焼失等】

◆鹿島市伝統的建造物群保存地区保存補助金(補助対象、補助率等)

	種類		補助対象	補助率	限度額
修理	伝統的建造物(修理)	主屋・付属屋等	外観保存のための屋根、外壁等及び構造耐力上主要な部分の修理に係る経費	茅葺9/10以内	なし
		工作物(塀・門・石積等)	保存のため必要な修理に係る経費	茅葺以外8/10以内	
	環境物件		復旧に係る経費	8/10以内	
修景	伝統的建造物以外建築物等(修景)	主屋・付属屋等の新築、増築又は改築等	外観を修景基準に沿って歴史的風致を維持したものに限り、その経費のうち屋根、外壁、軒先等の伝統構法による修景に係る経費	茅葺2/3以内	800万円
				主屋・土蔵2/3以内	600万円
		工作物(塀・門・石積等)	外観を修景基準に則って歴史的風致を維持したもので修景するために係る経費	2/3以内	200万円
防災	防災設備	自動火災通報設置	茅葺町家等、屋内外の主要な部分の防災設備設置に係る経費	施工金額から施工主負担金2万円を控除した額以内	150万円

※NPO法人肥前まちづくりデザイン研究会にて「住宅設計無料相談会」を実施しています。

重伝建地区内での修理事業をお考えの方はお気軽にご相談下さい。

(日時:偶数月 第2土曜日 10時~12時、場所:旧池田家(南舟津))

◆お問い合わせ

鹿島市建設環境部都市建設課

住所:〒849-1312 佐賀県鹿島市大字納富分2643-1

電話:0954(63)3415 FAX:0954(63)2313 メール:toshi@city.saga-kashima.lg.jp